青少年第1639-2号

令和２年10月19日

教育庁私学課長　様

青少年・地域安全室青少年課長

大阪府青少年健全育成条例に基づく有害な玩具刃物類の指定について（通知）

　日頃は、本課の取組みについてご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、このたび、大阪府青少年健全育成条例（昭和59年大阪府条例第4号）に基づき、下記のとおり、クロスボウを有害な玩具刃物類に指定しましたのでお知らせします。また、本指定と併せて、既に指定の有害な玩具刃物類の単位等についても改正しましたのでお知らせします。

つきましては、別紙により当該指定の各学校への周知につきまして、ご協力いただきますようお願いします。

記

　１　指定・告示年月日　　　　令和２年10月９日

　２　指定する玩具刃物類の品名、構造及び機能

|  |  |
| --- | --- |
| （１）品名 | クロスボウ |
| （２）構造 | 銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるもの |
| （３）機能 | 当該クロスボウに矢を装塡し、発射した場合において、発射された矢の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが0.69Ｊ／㎠以上のもの |

　３　指定の理由

　　　当該クロスボウの構造及び機能が人の身体に危害を及ぼすものであると認められるため

　４　添付資料

「大阪府青少年健全育成条例に基づく有害な玩具刃物類の指定について」チラシ

　　　大阪府公報第349号

【担当】

青少年・地域安全室

青少年課健全育成グループ　尾﨑・田中

内　線：４８４５・４８３９

メール：TanakaYoshim@mbox.pref.osaka.lg.jp